

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、北海道において開催する第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催に必要な準備と運営にあたることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合計画に関すること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体並びにその他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会開催に必要な事項に関すること。

(実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(実行委員会の役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 4 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。
 - 6 監事は、実行委員会の会計を監査する。
 - 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(顧問)

第6条 実行委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、別表第2に掲げる者とし、実行委員会に対し専門的知識に関して、意見を述べることができるものとする。

(総会)

第7条 実行委員会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 実行委員会の会則の制定及び改廃に関すること。

- (2) 大会運営の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
 - (5) 実行委員会の解散に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項として会長が認めること。
- 5 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
 - 6 会長は、総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
 - 7 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 9 総会の議事は、出席した委員（前項の規定により出席したものとみなされる委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第4項第5号に掲げる事項にあっては、全ての委員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。
 - 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、会長は、第4項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
 - 11 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（常任委員会）

- 第8条** 常任委員会は、会長、副会長及び別表第1に掲げる常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 前項に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。
 - 3 常任委員会は、会長が招集する。
 - 4 前各項に定めるもののほか、常任委員会の開催等については、前条の規定の例により行うものとする。

（会計）

- 第9条** 実行委員会の運営に要する経費は、補助金、負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 実行委員会の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。
 - 3 監事は、実行委員会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
 - 4 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について、総会の議決を得なければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

- 第10条** 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。
- (1) 事務局は、北海道環境生活部スポーツ局に置く。

- (2) 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- (3) 事務局長は、北海道環境生活部スポーツ局長をもって充てる。
- 2 スケート競技会、アイスホッケー競技会の事務を処理するため、会場地に競技会事務局を置く。
 - (1) 競技会事務局は、苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室に置く。
 - (2) 競技会事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
 - (3) 競技会事務局長は、苫小牧市総合政策部参与をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(剰余金等の処理)

- 第11条** 実行委員会は、決算において剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
- 2 実行委員会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなったときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(責任分担)

- 第12条** 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

- 第13条** この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年5月10日から施行する。

別表第1（第4条及び第8条関係）

委員

役職名	所属・職名
会 長	北海道知事
副会長	北海道副知事
副会長	北海道教育委員会教育長
副会長	公益財団法人北海道スポーツ協会会長
副会長	苫小牧市長
常任委員	北海道環境生活部長
常任委員	北海道環境生活部スポーツ局長
常任委員	北海道教育庁学校教育監
常任委員	北海道教育庁学校教育局指導担当局長
常任委員	北海道警察本部警備部長
常任委員	苫小牧市総合政策部長
常任委員	公益財団法人北海道スポーツ協会専務理事
常任委員	苫小牧スケート連盟会長
常任委員	苫小牧アイスホッケー連盟会長
常任委員	北海道環境生活部スポーツ局大会調整担当課長
	北海道教育庁学校教育局健康・体育課長
	北海道警察本部警備部警備課長
	苫小牧市総合政策部参与
	公益財団法人北海道スポーツ協会事務局長
	一般財団法人北海道スケート連盟専務理事
	一般財団法人北海道アイスホッケー連盟専務理事
監 事	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会長

別表第2（第6条関係）

顧問

所属・職名
一般財団法人北海道スケート連盟会長
一般財団法人北海道アイスホッケー連盟会長